

要求要項

博愛大津児童クラブ新築工事に係る設計・施工業者公募型プロポーザルにかかる発注者の要求要項は次のとおりです。

1. 基本事項

本業務は本プロポーザル実施要領によるもののほか、関係法令等に定める規定を遵守すること。

2. 計画概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名称 | 博愛大津児童クラブ新築工事 |
| (2) 施設の名称 | 博愛大津児童クラブ |
| (3) 施設の場所 | 滋賀県大津市大江6丁目328-1 |
| (4) 施設の規模等 | 小学生児童99人、指導員5人程度 |
| (5) 用途地域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| (6) 工事費の上限 | 52,000,000円（消費税および地方消費税を含む。） |
| (7) 建築工期（予定） | 令和3年12月～令和4年3月 |
| (8) 特記事項 | |
| | ① 建物の構造、階数は事業者の提案による。 |
| | ② 計画敷地周辺は住宅街であることから、工期中の安全対策、騒音、振動対策、一般車両や緊急車両の動線を確保すること。 |

3. 委託業務内容および契約

- (1) 設計業務
 - ① 施設の設計
 - * 建築実施設計、電気設備実施設計、機械設備実施設計、外構工事実施設計
 - * 実施設計には、積算業務（数量算出書、参考見積書および見積比較表作成ならびに工事費の算出）を含む。
 - ② 地質調査、縦横断測量、その他施設の整備に必要な各種調査（建築基準法の規定に基づく許可申請に伴う調査を含む）
 - ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
 - ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務
 - ⑤ 什器、備え付け以外の備品の調達については、本業務に含まないが、必要となる什器、備品の提案は設計業務を含む。
- (2) 施工業務

- ① 工事の施工
 - ② 施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
 - ③ その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (3) 契約
- 業務の契約は、本プロポーザルにより事業者選定後契約を締結する予定。

4. 業務の実施

- (1) 打合せおよび記録
適宜打合せを行い、記録し、その都度速やかに提出すること。
- (2) 運用基準等
特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修したもの。
 - ① 建築
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
建築工事監理指針
 - ② 設備
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
電気設備工事監理指針
機械設備工事監理指針
 - ③ 積算
公共建築工事積算基準

5. 施設及び設備

児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等活動拠点としての機能を備えるとともに、室内のレイアウトや内装、採光、通風にも配慮し、児童が心地よく過ごせるようにする。

（意匠）

- ① こどもの居場所に相応しい安全で快適な居室空間で、児童が本児童クラブに行きたいと思う施設を目指す。
- ② 施設の維持管理が容易で、建物補修や設備の交換などメンテナンスのしやすいシンプルなデザインとする。
- ③ 周囲の景観との調和を図る。
- ④ 建築資材については、内装は木材を積極的に利用し木質化を図る。

(機能及び仕様)

1. 施設整備の基準

施設	整備基準または条件
玄関	① 雨天時等の出入りに支障のないようにひさしを設置し、必要に応じて泥よけマットなどを備える。 ② 玄関等を設置する。 ③ 出入口は、安全に十分配慮する。 ④ 児童数に必要な傘立てや下駄箱を設置する。
生活室	① 生活室は、児童の生活（休息・遊び・学習など）ができるように児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さを確保する。 ② 指導員が児童の様子を見渡せる設計とする。 ③ 生活室は、日没後や雨天時などでも支障のない明るさを保つ照明器具を設置する。 ④ 照明器具は、安全カバーを取り付ける等落下防止に配慮する。 ⑤ 空調設備は、部屋の面積に対しエアコンを設置する。 ⑥ 生活室の換気などのために窓を設け、2階以上については、落下防止柵を設置する。
男子更衣室	① 4.5㎡程度
女子更衣室	① 4.5㎡程度
洗面所手洗い場	① 低学年にも使い易い高さで設ける。 ② 洗面所・手洗い場は、衛生上必要な石けんやタオル掛けを取付けること。
トイレ	① 児童が利用しやすい位置に設け、男女別とし便器を複数設ける。 ② トイレは、換気のための窓や設備を設置する。
事務室	① 職員が行う事務のためのスペースや休養のためのスペースを設ける。
その他	① 生活室は、十分な採光、日照、通風、が得られるようにする。 ② 各部屋には、網戸を設置する。

6. 成果物および提出部数等

① 設計業務

- (1) 設計図、計算書等
各工事設計図
建築、外構工事、各設備設計計算書（A4判ファイル）
建築確認申請製本（必要部数）
- (2) 積算関係図書
各工事積算数量算出書（A4判ファイル）
各工事参考見積
- (3) その他
指示する資料（電子データ）

② 施工業務

- (1) 業務実施報告書
- (2) 施工記録等
- (3) 官庁等各種法令手続き及び申請一式
- (4) その他
指示する資料（電子データ）

7. 現地調査について

現地調査が必要な場合は、本要領の「12. 事務局」に必ず連絡すること。